

定 款

カメイ株式会社

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、カメイ株式会社と称し、英文では KAMEI CORPORATION と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 次の商品の売買及び輸出入業

- イ. 石油類、石炭、高圧ガス、液化ガス、化学燃料類及びこれらの製品並びに関連機器、供給設備
- ロ. ゴム類、皮革、毛皮、パルプ、紙類及びこれらの製品、スポーツ用品、一般雑貨
- ハ. 産業用・民生用機械器具及びこれらの製造設備、度量衡器、医療機器、医療用具、電子・電気・通信設備及び機器、車輛、船舶、自動車並びにこれらの部品、工具類
- ニ. 公害防止、環境衛生保全設備機器及び装置
- ホ. 鉄、非鉄金属及びこれらの製品、鉱石及び鉱産物
- ヘ. 食糧、酒類及びその他の飲料、油糧、油脂、食品、煙草、塩及びその他の農産・水産・畜産・天産物並びにこれらの製品
- ト. 木材、セメント、生コンクリート、硝子及びこれらの製品その他土木建築用資材
- チ. 工業薬品、医薬品、衛生用具、農薬その他化学製品、合成樹脂及びこれらの製品
- リ. 住宅、住宅関連商品及び住宅設備機器
- ヌ. 肥料、飼料及びこれらの原料
- ル. ペット用品、園芸用品、農業資材
- ヲ. 綿花、生糸、羊毛、麻、化学繊維その他の繊維原料及びこれらの製品
- ワ. 書籍、雑誌、その他印刷物及び電子出版物

(2) 前号商品の開発業、製造業、加工修理業、仲立業、賃貸借業及び据付工事請負業並びに管理業

(3) 自家発電設備及びその排熱利用による電気・熱エネルギーの供給並びに設備の販売、賃貸借、設計、施工、運転、監視、メンテナンス事業

(4) 土木建築工事、管工事の設計、監理及び請負業

(5) 海上運送業、陸上運送業、倉庫業及び貨物利用運送事業

(6) 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業及び生命保険の募集に関する業務

(7) ガス事業法に基づくガス供給事業

(8) 工業所有権、著作権等の無体財産権、ノウハウ、システムエンジニアリング、その他ソフトウェアの取得、保全、貸与及び販売業

(9) 警備の請負及び防犯、防災、救急並びに安全に関する設備機器のシステムの開発と販売施工に関する業務

(10) 情報の処理、サービス業

- (11) 金融業
- (12) 百貨小売業
- (13) 飲食店業
- (14) 宅地建物取引業及び宅地の開発造成業
- (15) 一般及び特定労働者派遣事業、有料職業紹介事業
- (16) 旅行業法に基づく旅行業
- (17) 総合リース業及びレンタル業
- (18) 産業廃棄物処理業及び収集・運搬業
- (19) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業、居宅サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、福祉・介護用品の販売及びレンタル業、在宅配食サービス
- (20) 薬局の経営
- (21) 農業、林業、水産業
- (22) 不動産の売買、賃貸借及び管理業
- (23) 温室効果ガス排出権の取引
- (24) 古物売買業
- (25) スポーツクラブ・スイミングスクール及び温泉施設の運営
- (26) 電気事業法に基づく電気供給事業
- (27) 工事及び輸出入に関するコンサルティング業務
- (28) イベントの企画及び運営
- (29) 清掃業
- (30) 計量証明業
- (31) コインランドリーの運営
- (32) 展示館及び展示場の運営
- (33) 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を宮城県仙台市に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、87,281,000株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当会社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第9条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
3. 当社の株主名簿、新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(基準日)

第11条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第12条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じ、随時招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

第18条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は、18名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は、会社を代表し会社の業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって、取締役名誉会長、取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名及び専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議の方法)

第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第26条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役会規程)

第29条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第30条 当社は、監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第31条 当社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任)

第32条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(常勤監査役)

第33条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役会の招集通知)

第35条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(監査役会の決議の方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(監査役の報酬等)

第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役会規程)

第39条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第6章 会 計 監 査 人

(会計監査人の設置)

第40条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第41条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第44条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(期末配当金)

第45条 当社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

(中間配当金)

第46条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第47条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2. 未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。